



# 食品表示法と機能性表示

2015年4月1日から始まる機能性表示と食品表示法





# 食品表示に関する法律を一元化した食品表示法

食品衛生法

JAS法

健康増進法

食品表示法

食品表示基準

加工食品  
生鮮食品  
添加物

# 食品表示法と食品表示基準

## ●食品表示法

平成26年6月13日 法律第69号

<http://law.e-gov.go.jp/announce/H25HO070.html>

## ●食品表示法の施行期日を定める政令

平成27年3月6日 政令第67号

⇒ 食品表示法 平成27年4月1日より施行

## ●食品表示基準

平成27年3月20日 内閣府令第10号

[http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320\\_kijyun.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyun.pdf)

⇒ 食品表示法施行と同日施行

平成27年4月1日より施行

# 食品表示法の経過措置期間

## ＜経過措置期間＞

平成27年3月31日までに表示されたものは従前どおりで可

平成32年3月31日までに製造・加工・輸入される加工食品・  
添加物の表示は従前どおりで可

平成28年9月30日までに販売される生鮮食品の表示につ  
いては従前どおりで可

# 食品表示基準の構成

## 加工食品

食品関連事業者に係る基準

一般用  
業務用

それ以外の販売者に係る基準

一般用  
業務用

## 生鮮食品

食品関連事業者に係る基準

一般用  
業務用

それ以外の販売者に係る基準

一般用  
業務用

## 添加物

食品関連事業者に係る基準

それ以外の販売者に係る基準

# 食品表示基準からわかる機能性表示食品

特定保健用食品・機能性表示食品・栄養機能食品

## 《機能性表示食品》

機能性表示食品疾病に罹患していない者に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品

- \* 未成年、妊産婦・妊娠を計画している者、授乳婦に対してではない
- \* 疾病リスクの低減に係るものではない
- \* 特定保健用食品・アルコールを含有する飲料・  
脂質・飽和脂肪酸・コレステロール・糖質・ナトリウム等の過剰摂取になるものは除く
- \* 必要事項を販売日の60日前までに消費者庁長官に届出

# 機能性表示が可能な範囲



## ●認められる表現

身体の特定位位に言及した表現や、特定保健用食品で認められている範囲内(疾病リスク低減表示を除く)の表現は可能

## ●認められない表現

「診断」「予防」「治療」「回復」「緩和」「処置」といった医学的な表現は使用できない。

「疾病の治療効果や予防効果を暗示する表現」  
(糖尿病の人に、高血圧の人になど)

「健康の維持・増進の範囲を超えた意図的な健康の増強を標ぼうするもの」

(肉体改造、増毛、美白など)

「科学的根拠に基づき実証されていない機能性に関する表現」



# 機能性表示食品に記載される定型文言



## 「機能性表示食品」

「本品は、事業者の責任において特定の保険の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。」

「本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。」

「疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。」

「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。」

# 機能性表示食品に記載される定型文以外のもの



「機能性表示食品」

## 機能性表示食品

\* 「機能性表示食品」: 容器包装の主要面に表示

- \* 消費者庁長官に届出した科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
- \* 栄養成分の量及び熱量（栄養の供給源としての寄与の程度が小さいものは省略可）
- \* 1日当たりの摂取目安当たりの機能性関与成分の含有量
- \* 1日当たりの摂取目安
- \* 届出番号
- \* 食品関連事業者の連絡先
- \* 摂取の方法
- \* 摂取する上での注意事項
- \* 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項

# 消費者庁のウェブサイトでの情報公開



機能性表示食品は、届出した内容が、消費者庁のウェブサイトで公表されます。

専門知識がない一般消費者が分かるように、高度な専門用語や内容について誤解を生じさせない範囲内でなるべく平易な言葉に置き換えた抄録  
(標題40文字以内、本文は1000文字以内)も  
消費者庁のウェブサイトで公表されます。

# 消費者庁のウェブサイトでの情報公開



ご清聴、ありがとうございました。